

別表1（要項第3条関係）

世帯区分		課程区分	給付額（年額）
1 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等		全日制 定時制 通信制	1人当たり 52,600円
2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯（1の場合を除く）に扶養されている高校生等	ア 通信制の高等学校等に通う高校生等	通信制	1人当たり 52,100円
	イ ウに該当する高校生等以外の通信制以外の高等学校等に通う高校生等	全日制 定時制	1人当たり 137,600円
		専攻科	1人当たり 52,100円
ウ 以下に該当する世帯 ・ 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で、2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等 ・ 当該世帯に扶養されている高校生等以外に、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等	全日制 定時制	1人当たり 152,000円	

## 【備考】

- 世帯において、通信制の高等学校等及び高等学校（中等教育学校後期課程含む）の専攻科に通う高校生を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校に通う高校生等については全てア、高等学校（中等教育学校後期課程含む）の専攻科に通う生徒については全てイの給付額を用い、その他の高校生等については全てウの給付額を用いる。

別表2（要項第3条関係）着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合の別表1に掲げる給付金の加算額

世帯区分	課程区分	給付額（年額）	
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯（別表1に掲げる1の世帯を除く）に扶養されている高校生等	ア 通信制の高等学校等に通う高校生等	1人当たり 81,000円	
	イ ウに該当する高校生等以外の通信制以外の高等学校等に通う高校生等		通信制
			全日制 定時制 専攻科
ウ 以下に該当する世帯 ・ 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で、2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等 ・ 当該世帯に扶養されている高校生等以外に、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等	全日制 定時制		

## 【備考】

- 7月1日までに災害等が発生した場合は7月1日時点、災害が発生した日が7月2日以降の場合は、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日時点の状況で判断する。

別表3 (要項第3条関係) 7月2日以降に家計急変が生じた世帯の給付金の額

世帯区分		課程区分	給付額 (月額)
家計急変による経済的理由から「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯」に相当する世帯に扶養されている高校生等	ア 通信制の高等学校等に 通う高校生等	通信制	52,100円 × 家計急変が生じた日が属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から令和6年3月までの月数 / 12ヶ月
	イ ウに該当する高校生等 以外の通信制以外の高等 学校等に通う高校生等	全日制 定時制	137,600円 × 家計急変が生じた日が属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から令和6年3月までの月数 / 12ヶ月
		専攻科	52,100円 × 家計急変が生じた日が属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から令和6年3月までの月数 / 12ヶ月
	ウ 以下に該当する世帯 ・ 当該世帯に扶養されて いる兄弟姉妹で、2 人目以降の通信制以外 の高等学校等に通う高 校生等 ・ 当該世帯に扶養され ている高校生等以外 に、15歳 (中学生を 除く。) 以上23歳未満 の扶養されている兄弟 姉妹がいる世帯の通信 制以外の高等学校等に 通う高校生等	全日制 定時制	152,000円 × 家計急変が生じた日が属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から令和6年3月までの月数 / 12ヶ月

## 【備考】

- 4月2日以降7月1日までに家計急変が生じた世帯については、別表1の2に掲げる給付額 (年額) とする。
  - 4月1日までに家計急変が生じた世帯 (新入生) については、別表3に掲げる給付額 (年額) に四分の一を乗じた額) とし、7~3月分は7月1日の時点の状況で判断する。
  - 通信制の高等学校等及び高等学校 (中等教育学校後期課程含む) の専攻科に通う高校生を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校に通う高校生等については全てア、高等学校 (中等教育学校後期課程含む) の専攻科に通う生徒については全てイの給付額を用い、その他の高校生等については全てウの給付額を用いる。
  - 「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯」に相当する世帯の判定方法  
家計急変発生後の収入見込み額、人的控除等に基づき、都道府県民所得割額及び市町村民税所得割額の合算額を試算し、その合算額が非課税であることを判定する。  
上記の方法での判定が困難な場合には、以下の算定式を用いて判定する
- ・ 控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合  
家計急変後の年間総所得金額 (見込み)  $\leq 35$ 万円  $\times$  (本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計人数)  $+ 42$ 万円
  - ・ 控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合  
家計急変後の年間総所得金額 (見込み)  $\leq 35$ 万円

別表4（要項第3条関係） 令和5年度新入生への早期給付額

世帯区分		課程区分	早期給付額 (年額に四分の一を乗じた額) 【A】	参考：残額 (年額に四分の三を乗じた額) 【B】	参考：年額 (A+B)
1 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等		全日制定時制 通信制	1人当たり 13,150円	1人当たり 39,450円	1人当たり 52,600円
2 道府県 民税所得割額及び市町 村民税所得割額の合算 額が非課税 である世帯 (1の場合 を除く)に 扶養されて いる高校生 等	ア 通信制の高等学校等に 通う高校生等	通信制	1人当たり 13,025円	1人当たり 39,075円	1人当たり 52,100円
	イ ウに該当する高校生等 以外の通信制以外の高等 学校等に通う高校生等	全日制定時制	1人当たり 34,400円	1人当たり 103,200円	1人当たり 137,600円
		専攻科	1人当たり 13,025円	1人当たり 39,075円	1人当たり 52,100円
	ウ 以下に該当する世帯 ・ 当該世帯に扶養されて いる兄弟姉妹で、2 人目以降の通信制以外 の高等学校等に通う高 校生等 ・ 当該世帯に扶養され ている高校生等以外 に、15歳(中学生を 除く。)以上23歳未満 の扶養されている兄弟 姉妹がいる世帯の通信 制以外の高等学校等に 通う高校生等	全日制定時制	1人当たり 38,000円	1人当たり 114,000円	1人当たり 152,000円

## 【備考】

- 残額（7～3月分相当額）の給付額については、令和5年度の課税証明書等に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額を給付する。
- 既に早期給付額（年額に四分の一を乗じた額（4月～6月分相当額））を受領しており、令和5年度の課税証明書等に基づき判定した結果、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税ではないことを理由に7月～3月分相当額の給付対象とならない世帯において、7月2日以降に家計急変が生じた場合、家計急変世帯への支援の対象と成り得るが、早期給付額と家計急変が生じた世帯への給付額の合算額は、要項別表1の2に掲げる給付額（年額）を上限とする。

別表5（要項第4条関係）

必要書類	生活保護受給世帯	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯	家計急変が生じた世帯
1 私立高等学校等奨学給付金受給申請書 (様式1-1、1-2、1-3) 【家計急変用】・【新入生への早期給付用】 様式あり	○	○	○
2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が0円と分かる書類 (課税証明書等) 家計急変世帯については、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯に相当する世帯になったことが分かる書類（様式1の別紙参照）	—	○	○
3 生活保護受給証明書 「生業扶助の措置状況」の記載があるもの。記載がない場合は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）を提出	○	—	—
4 健康保険証の写し 国民健康保険証の場合は別途「扶養申立書」（様式第14号）を提出	—	○	○
5 在学証明書（様式第13号） 既存の在学証明書でも可 県外私立高等学校等に在籍する高校生等に限る	○	○	○
6 口座振替依頼書（様式第12号） 県外私立高等学校等に在籍する高校生等に限る	○	○	○
7 委任状（様式第8号） 県内私立高等学校等に在籍する高校生等に限る	○	○	○
8 個人対象要件証明書（様式第15号） 私立高等学校の専攻科に限る	—	○	○
9 私立高等学校等奨学給付金対象生徒の世帯状況表（県内家計急変者用）（様式第16号） 家計急変世帯に限る	—	—	○
10 罹災証明書※ 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合に限る	—	○	○
11 再度制服購入が必要である旨の高等学校等による証明書等※ 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合に限る	—	○	○

※令和6年能登半島地震により喪失・毀損した場合については、誓約書により確認するため、罹災証明書及び再度制服購入が必要である旨の高等学校等による証明書等は不要